

石川県公報

平成 24 年 6 月 26 日

第 1 2 5 0 4 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		雑 報	
土地収用法に基づく事業の認定	(監 理 課) 1	大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 4
一般国道の区域の変更	(道路整備課) 2	大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 9
県道の区域の変更	(同) 3	土地改良区連合の役員退任公告	(経営対策課) 10
県道の供用の開始	(同) 3	県営土地改良事業の工事完了公告	(同) 10
歳入の収納事務の委託	(建築住宅課) 3		
公 告			
予防接種を行う医師に係る変更の公告	(健康推進課) 4	地方職員共済組合所有財産売払入札公告	10

告 示

石川県告示第315号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

小松市

2 事業の種類

(仮称) 小松市曳山常設展示場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

小松市八日市町及び東町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、小松市八日市町及び東町地内を起業地とする「(仮称) 小松市曳山常設展示場整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である小松市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、小松市の指定文化財である曳山を適切に保存して後世に受け継いでいくとともに、常設展示することにより、曳山及びお旅まつり・曳山子供歌舞伎に関する知識を広く市民や観光客に普及し、全国へ小松の魅力を発信する拠点施設を整備するものである。

小松市は、歴史的にも歌舞伎との関係が深いことから、「歌舞伎のまち小松」として歴史・文化を活かしたまちづくりを進めているが、通年で曳山子供歌舞伎を発信できる施設が不足している状況にあり、小松駅西地区における展示場の建設について地域住民からの強い要望が寄せられている。

本件事業の完成により、曳山を保存、展示して、その知識の普及及び全国への情報発信を行うとともに、市民が伝統文化に触れる場を提供することにより、市民の文化への理解と伝統文化の継承に寄与し、また、観光情報を提供する機能を備えたまちなか回遊の拠点となる施設が整備されることとなり、地域の振興にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、候補地として3箇所が選定され、比較検討されている。このうち本起業地は、近年のお旅まつりで曳山が曳揃う広場に面しており、この広場を一体的に利用ができるため立地条件に優れていること、JR小松駅から最も近く利便性が高いこと、総事業費が安価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な条件を総合的に勘案すると、本件事業の起業地申請案が最も適切であると認められる。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、小松市が平成23年6月に策定した「10年ビジョン」に掲げた小松駅西地区における「歴史・文化と伝統が彩るまちづくり」の方向性に合致した事業であり、通年で曳山子供歌舞伎を発信できる施設が不足している状況において、地域の住民から展示場の建設について強い要望も寄せられていることから、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供する範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小松市都市創造部まちデザイン課

石川県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	下記区間を道路区域に編入する。				中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市中島町塩津式参37番地先から 七尾市中島町塩津子15番地先まで		18.60 ~ 36.65	30.5	

石川県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
豊田笠師保 停車場線	下記区間を道路区域から除外する。				中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市中島町塩津子15番地先から 七尾市中島町塩津子15番地先まで		8.15 ~ 14.20	18.8	
"	七尾市中島町塩津サ1番地先から 七尾市中島町塩津子15番地先まで	旧	4.80 ~ 11.40	737.7	"
		新	15.10 ~ 19.70	737.7	
小 原 土 清 水 線	金沢市小原町コ65番1地先から 金沢市小原町ツ52番11地先まで	旧	7.60 ~ 9.30	14.8	県央土木総合事務所維持管理課
		新	10.30 ~ 10.60	14.8	

石川県告示第318号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
豊田笠師保 停車場線	七尾市中島町塩津サ1番地先から 七尾市中島町塩津子15番地先まで	平成 24 年 6 月 26 日	中能登土木総合事務所維持管理課
小 原 土 清 水 線	金沢市小原町コ65番1地先から 金沢市小原町ツ52番11地先まで	"	県央土木総合事務所維持管理課

石川県告示第319号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
県営住宅の家賃等に係る収納事務	金沢市西念3丁目15番23号	ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

公 告

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
中 村 耕一郎	新	七尾市神明町口部10-1 中村ペインクリニック	平成24年6月1日
	旧	七尾市神明町口部10-1 耳鼻咽喉科麻酔科中村医院	

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢駅西本町
金沢市駅西本町五丁目241番地
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) マックスバリュ金沢駅西本町店
(変更後) イオンタウン金沢駅西本町
- 変更の年月日
平成23年11月21日
- 変更した理由
イオングループの運営管理の変更により大規模小売店舗名称が変更したため
- 届出年月日
平成24年6月14日
- 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 届出等の縦覧期間
平成24年6月26日から同年10月26日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年10月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン羽咋
羽咋市石野町イ7番地1
- 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) マックスバリュ羽咋店

(変更後) イオンタウン羽咋

3 変更の年月日

平成23年11月21日

4 変更した理由

イオングループの運営管理の変更により大規模小売店舗名称が変更したため

5 届出年月日

平成24年6月14日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び羽咋市商工観光課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野イースト棟

金沢市戸坂第二土地区画整理事業地内77街区

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) イオン金沢示野ショッピングセンターイースト棟

(変更後) イオンタウン金沢示野イースト棟

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 岡内 欣也

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 若林 辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更の年月日

平成24年4月1日

4 変更した理由

イオングループの運営管理の変更により大規模小売店舗名称が変更したため

建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成24年6月14日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野マックスバリュ棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内79街区
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオン金沢示野ショッピングセンターマックスバリュ棟
(変更後) イオンタウン金沢示野マックスバリュ棟
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 岡内 欣也
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 若林 辰雄
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更の年月日
平成24年4月1日
- 4 変更した理由
イオングループの運営管理の変更により大規模小売店舗名称が変更したため
建物設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成24年6月14日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成24年6月26日から同年10月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年10月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野F棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内80街区
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオン金沢示野ショッピングセンターF棟
(変更後) イオンタウン金沢示野F棟
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 岡内 欣也
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 若林 辰雄
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
 - 3 変更の年月日
平成24年4月1日
 - 4 変更した理由
イオングループの運営管理の変更により大規模小売店舗名称が変更したため

建物設置者の代表者変更のため

- 5 届出年月日
平成24年6月14日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成24年6月26日から同年10月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年10月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野E棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内81街区
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオン金沢示野ショッピングセンターE棟
(変更後) イオンタウン金沢示野E棟
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 岡内 欣也
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 若林 辰雄
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- 3 変更の年月日
平成24年4月1日
- 4 変更した理由
イオングループの運営管理の変更により大規模小売店舗名称が変更したため
建物設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
平成24年6月14日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成24年6月26日から同年10月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年10月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野A棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内87街区
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオン金沢示野ショッピングセンターA棟

(変更後) イオンタウン金沢示野A棟

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 岡内 欣也

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 若林 辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更の年月日

平成24年4月1日

4 変更した理由

イオングループの運営管理の変更により大規模小売店舗名称が変更したため
建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成24年6月14日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター新小松店、ケーズデンキ小松店

小松市沖周辺土地区画整理事業施行地内27街区75番ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ

代表取締役 豊田 芳行

愛知県刈谷市日高三丁目411番地

株式会社北越ケーズ

代表取締役 山本 邦彦

新潟県新潟市東区河渡庚135番地1

(変更後) 株式会社カーマ

代表取締役 豊田 芳行

愛知県刈谷市日高三丁目411番地

株式会社北越ケーズ

代表取締役 山本 邦彦

新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ

代表取締役 豊田 芳行

愛知県刈谷市日高三丁目411番地

株式会社北越ケーズ

代表取締役 山本 邦彦

新潟県新潟市東区河渡庚135番地1

(変更後) 株式会社カーマ

代表取締役 豊田 芳行

愛知県刈谷市日高三丁目411番地

株式会社北越ケース

代表取締役 山本 邦彦

新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

3 変更の年月日

平成23年3月8日

4 変更した理由

建物設置者及び小売業者である株式会社北越ケースが本店所在地を移転したため

5 届出年月日

平成24年6月18日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター新小松店、ケースデンキ小松店

小松市沖周辺土地区画整理事業施行地内27街区75番ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) カーマホームセンター：午前9時から午後9時まで

ケースデンキ：午前10時から午後9時まで

(変更後) カーマホームセンター：午前6時30分から午後9時30分まで

ケースデンキ：午前10時から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後9時45分まで

(変更後) 午前6時15分から午後9時45分まで

3 変更の年月日

平成24年6月20日

4 変更した理由

カーマホームセンターの営業時間を変更することとなったため

5 届出年月日

平成24年6月18日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成24年6月26日から同年10月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年10月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区連合の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

大日ダム土地改良区連合

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	田川明雄	金沢市赤土町へ144番地	平成24年3月31日

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成24年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業（暗渠排水整備）	月津地区	平成24年3月27日
県営土地改良総合整備事業（農業用排水施設整備）	〃	〃

雑 報

地方職員共済組合所有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年6月26日

地方職員共済組合石川県支部長 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

地方職員共済組合山中保養所「ほくりく荘」（建物付き土地）

(1) 土地

所在地	地目	地積	備考
加賀市山中温泉菅谷町口77番2外10筆	宅地、雑種地、山林	12,402.49㎡	グラウンドゴルフ場6,337㎡含む

(2) 建物

所在地	家屋番号	用途	構造	延床面積
加賀市山中温泉菅谷町口 113番地2、158番地、158番地 先外	158番	保養所	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付4階建	3,296.92㎡
	上記附属建物	従業員宿舎	木造カラー鉄板葺2階建	292.53㎡

加賀市山中温泉菅谷町口 118番地、117番地	118番	管 理 室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	104.96m ²
----------------------------	------	-------	-----------------	----------------------

(3) 最低売却価格 11,815,000円

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年8月2日(木) 午前11時(入札後、即時開札)
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁911会議室(行政庁舎9階)

3 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年7月6日(金) 午前11時から
- (2) 場所 売却物件の現地(加賀市山中温泉菅谷町口113番地2)

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと又は以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(4) その他地方職員共済組合石川県支部が不相当と認めた者以外の者であること。

5 入札案内書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成24年6月26日(火)から同年7月17日(火)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁内 地方職員共済組合石川県支部 電話番号 076-225-1248

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す地方職員共済組合所有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに地方職員共済組合石川県支部まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。

(2) 受領期限

平成24年7月17日(火)午後5時(簡易書留の場合は、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

地方職員共済組合石川県支部が指定する金融機関の口座に振り込むことにより、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納付すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁内

地方職員共済組合石川県支部 電話番号 076 - 225 - 1248